

令和2年度 東広島市育児休業代替任期付職員登録試験応募要項 (受 験 案 内)

令和2年9月16日
東 広 島 市

- *第1次試験日 令和2年11月 8日(日)
- *受付期間 令和2年 9月16日(水)～10月7日(水)

東広島市では、育児休業を取得する職員の代替として勤務する「育児休業代替任期付職員」を募集します。

※「育児休業代替任期付職員登録試験」とは

この試験は、「育児休業代替任期付職員採用候補者名簿」に登載されるための試験です。

採用は、育児休業を取得する職員の代替となるため、育児休業の取得状況によって令和3年2月1日以降必要に応じて行います。

採用候補者名簿の登録期間は、令和3年2月1日（名簿確定日）から令和5年1月31日までの2年間です。（当該期間中における任用は2回を限度とします。）

※「育児休業代替任期付職員」とは

「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、任期の定めのない常勤職員から育児休業の請求があった場合、その請求期間を限度に任期を定めて採用する職員です。勤務条件（勤務時間・休暇等）については、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様になります。**ただし、育児休業は請求することができません。**

また、任期については、職員の育児休業請求期間（養育する子が3歳に達するまでの期間を限度とする。）に応じて採用時に決定されることとなります。なお、職員の育児休業期間が更新された場合、任期についても更新となる場合があります。

この他、育児休業代替職員登録制度の詳細については、別紙の「育児休業代替任期付職員登録制度の概要について」をご覧ください。

1 採用職種、登録予定人数及び応募資格

職 種	登録予定人数	応 募 資 格
一 般 事 務 [一般行政事務に従事]	20名程度	昭和40年4月2日以降に生まれた人 (令和3年4月1日現在で55歳以下)
技 師 一 般 [それぞれの経験に応じて、土木技師、建築技師、又は電気技師として、測量、設計、施工管理、工事監督等の業務に従事]	1名程度	昭和40年4月2日以降に生まれた人 (令和3年4月1日現在で55歳以下)
保 健 師 [主に保健指導、衛生教育等の業務に従事]	9名程度	昭和40年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人 又は令和3年3月末日までにその資格を取得する見込みの人 (令和3年4月1日現在で55歳以下)

【応募資格に係る注意】

- ※ 日本国籍を有しない永住者及び特別永住者も受験することができます。
- ※ 保健師については、その資格を有する人又は資格を取得する見込みの人でないと応募できません。その資格を上記表に記載する期限までに取得することができない場合は、正式採用される資格を失います。
- ※ 全職種とも、学歴は問いません。
- ※ 登録予定人員は、変更する場合があります。

2 受験資格

1の応募資格を満たす人のうち、次の(1)及び(2)のすべての要件を満たす人

(1) 次のいずれかに該当する人

(ア) 日本国籍を有する人（令和3年1月末日までに取得見込みの人を含む。）

(イ) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者（令和3年1月末日までに取得見込みの人を含む。）

(ウ) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者（令和3年1月末日までに取得見込みの人を含む。）

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に定められている次のいずれにも該当しない人

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

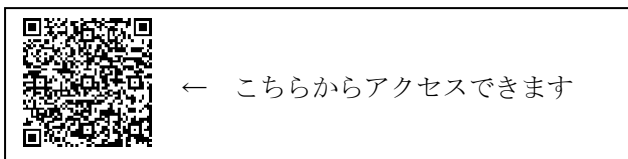
(イ) 東広島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 受験手続

(1) インターネットによる申込

東広島市ホームページ (<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp>) から「市政情報」内の「人事・職員採用」→「令和2年度東広島市育児休業代替任期付職員登録試験のお知らせ」へアクセスし、詳しい受験手続を確認して申し込んでください。



※特別な事情により、インターネットによる申込みができない場合は、東広島市役所総務部職員課までお問い合わせください。

② 受付期間

令和2年9月16日(水)午前8時30分から令和2年10月7日(水) 23時59分まで

受付期間中は24時間いつでも申込みできますが、システム管理等のため、一時的に使用できない場合がありますので、時間に余裕をもって申込みしてください。

③ 申込みの注意事項

- (ア) パソコンやスマートフォンの機種や環境等により利用できない場合があります。
- (イ) 受験票をダウンロードしてA4サイズ・カラーで印刷する必要があります。
- (ウ) 受付期間を過ぎるとシステムが停止します。その時点で申請が完了していない場合は、入力中であっても申請不可となりますので注意してください。
- (エ) 申込み時に受験票用写真を添付していただきます。縦横比4：3のサイズで、最近6か月以内に撮影した脱帽上半身が写っているカラー写真（無加工）を、jpg形式あるいはpng形式で添付してください。
- (オ) 1受験者につき1職種しか受験できません。（同日に実施される他の職種も含む。）
- (カ) 申込み受付後は、受験職種の変更はできません。

④ 受験票のダウンロード

受験票は、**電子申請での任期付職員登録試験申込完了後に送信される「任期付職員登録試験申込受付完了通知」メールに記載のURLへアクセスし、PDFファイルをダウンロードして印刷してください。**

印刷した受験票は第1次試験**当日に持参**してください。

(2) 採用資格の失効

申込書等の記載事項に不正があると、職員に採用される資格を失うことがあります。

(3) 個人情報の取扱いについて

申込書等に記載された個人情報については、登録試験及び採用に関する事務の目的にのみ使用します。

4 試験の期日・場所及び合格発表

試験区分	期 日	試 験 場 所	合 格 発 表
第1次試験	令和2年11月8日(日)	東広島芸術文化ホールくらら (東広島市西条栄町7番19号)	令和2年11月27日(金) 当市役所掲示板に掲示 して行うほか、合格者 に個人通知します。
第2次試験	令和2年12月6日(日)	東広島市役所4階会議室 (東広島市西条栄町8番29号)	未定

※ 合格発表は、東広島市のホームページ(<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp>)でも行います。

※ 合格発表の日及び第2次試験の期日は変更する場合があります。

5 試験の方法

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験の合格者について行います。

(1) 第1次試験

教養試験

受験職種区分	試験科目	出 題 分 野	問題形式	試験時間
全 職 種	教 養	社会・人文・自然に関する一般知識及び文章理解・ 判断推理・数的推理・資料解釈に関する一般知能 一般事務 : 高卒程度のもの 技師一般 : 高卒程度のもの 保 健 師 : 高卒程度のもの	択一式	1時間30分

- (2) 第2次試験
面接試験

※ 第2次試験に関する試験の方法は、変更する場合があります。

6 試験当日の持参品

- 第1次試験 …… 第1次試験受験票 (**A4サイズ・カラーで印刷し、枠線で切り取ったもの**)
筆記用具 (HBの鉛筆・消しゴム・鉛筆削り)
- 第2次試験 …… 第1次試験合格通知、筆記用具

7 合格から採用まで

- (1) この試験に基づく最終合格者は、採用候補者名簿に職種ごとの成績順に登録し、採用は令和3年2月1日以降、職員の育児休業の取得状況に応じて行います。
- (2) 採用候補者名簿の登録期間は、名簿の確定日から令和5年1月31日まで(2年間)です。ただし、当該期間中における任用は2回を限度とします。
採用候補者名簿の登録期間満了後に、再び名簿登載を希望する場合は、新たな名簿への登録試験を改めて受ける必要があります。(期間の重複する名簿への登録試験は受けることができません。)
- (3) 職員の育児休業の取得状況により、合格してもすぐには採用されない場合があります。
- (4) 保健師については、採用候補者名簿に登載されても、その資格が取得見込みの場合は、取得されるまで採用されません。
- (5) 育児休業代替任期付職員として任用された後、再度育児休業代替任期付職員として任用される場合には、前回の任期満了後2ヶ月間以上の中断期間が必要です。

8 待遇

- (1) 初任給(令和2年4月1日現在)
 - ① 高校新卒者: 160,100 円
 - ② 大学新卒者: 188,700 円各人の民間企業等における実務経験年数及びその職務内容に応じて上記額に加算されます。
このほかに、支給条件に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、地域手当等の諸手当が支給されます。
- (2) 昇給: 原則として年1回
- (3) 勤務時間: 原則として1日7時間45分、1週平均38時間45分
- (4) 休暇: 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び規則等が適用され、任期の定めのない職員と同じ扱いとなります。
- (5) 外国籍の職員の配置や昇任は、「日本国籍を有しない者は公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる職には就くことができない」という公務員の基本原則に基づき行います。

9 その他

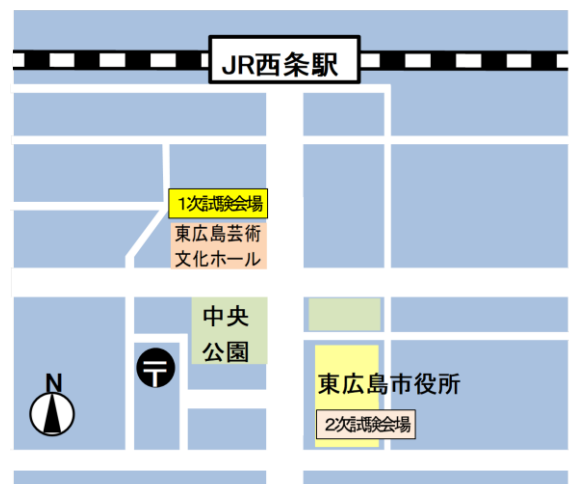
- (1) この試験は、東広島市の育児休業代替任期付職員登録試験であって、国家公務員、都道府県及び他の市町村等に勤務する地方公務員の試験ではありませんので注意してください。
- (2) 受験申込書は、内容をよく見て記入し、誤記入及び記入漏れのないよう十分に気をつけてください。
- (3) 受験手続その他この試験について不明な点は、東広島市総務部職員課までお問い合わせください。
(〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 TEL 082-420-0909)

■ 試験日程及び試験会場案内図

●全職種

9:30	受付開始
9:45	受付終了・受験者着席 試験要領説明
10:00	教養試験開始
}	
11:30	教養試験終了

- ※ 1次試験会場の東広島芸術文化ホールから敷地内には一般駐車場がありません。
また、東広島市役所駐車場など周辺の駐車場が少ないことから、なるべく公共交通機関でお越しくださるよう、ご協力をお願いいたします。



育児休業代替任期付職員登録制度の概要について

<登録制度>

Q 1	育児休業代替任期付職員登録制度とはどのような制度ですか？
A 1	育児休業代替任期付職員の選考の対象となる方について、あらかじめ採用候補者名簿に登録しておく制度です。 ※育児休業代替任期付職員とは、市の職員が育児休業を取得したときに、その期間中の代替職員として、任期を定めて採用される職員です。
Q 2	登録された場合、すぐに任用されるのですか？
A 2	一般職員に育児休業取得者が出た場合に勤務をお願いすることとしていますので、登録したからといってすぐに勤務していただけたらとは限りません。名簿に登録された方の中から順次、育児休業代替任期付職員として勤務していただくこととしています。
Q 3	登録期間は何年間ですか？ 期間中であれば、何度でも任用されるのですか？
A 3	登録期間は2年間です。（令和3年2月1日から令和5年1月31日まで） また、1つの名簿登録期間における任用は2回を限度とします。
Q 4	登録期間満了後、再度、採用候補者名簿への登載を希望する場合はどのような手続きが必要ですか？
A 4	新たな採用候補者名簿への登録試験を改めて受けていただくことが必要です。 なお、期間が重複する名簿への登録試験を受けることはできません。（登録期間：令和3年2月1日～令和5年1月31日の名簿へ登載されている場合、登録期間：令和5年2月1日～令和7年1月31日の名簿への登録試験から、受けることができます。）
Q 5	任期満了後すぐに、別の育児休業に対する代替任期付職員等になることができますか？
A 5	1つの名簿登録期間における任用は2回を限度とします。任期満了後、2ヶ月間は新たに任期付職員として任用されることはありません。
Q 6	登録者が、やむを得ない事情により勤務が困難な場合等、任用を断ることができますか？
A 6	できます。その場合は、採用候補者名簿の登録順が下位に繰り下げられます。
Q 7	任用期間中、異動することがありますか？
A 7	組織の改廃や任用の根拠となる育児休業取得者が異動になった場合などの例外を除き、原則として育児休業代替任期付職員は異動することはありません。
Q 8	名簿登録の待機期間中に他のアルバイトなどをしても良いのですか？
A 8	登録中は育児休業を取得する職員がいつ出るか分からないため、原則待機となりますが、待機されている間にアルバイト等をしたからといって、登録を抹消することはありません。
Q 9	登録に国籍要件がありますか？
A 9	日本国籍を有する人の他、「出入国管理及び難民認定法による永住者」、「出入国管理及び難民認定法による永住者又は日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者」の方は登録試験を受験することができます。
Q 10	登録した場合、市の正規職員として採用される可能性がありますか？
A 10	育児休業代替任期付職員以外の職員に任用されることはありません。

<育児休業代替任期付職員の採用、勤務条件等>

Q 11	育児休業代替任期付職員の採用の時期はいつですか？
A 11	原則として、職員から1年を超える育児休業の請求があった場合において、必要に応じて登録者の中から選考を実施し、採用します。そのため、採用の時期は不定期となります。
Q 12	任期はどのようにして決まるのですか？
A 12	任期は、職員の育児休業請求期間（養育する子が3歳に達するまでの期間を限度とする。）に応じて、採用時に決定します。また、職員から育児休業を延長する請求があった場合、延長する期間を限度として任期を更新することがあります。（延長請求時に既に名簿登録期間が終了している場合であっても同様です。）
Q 13	給与等の取扱いはどうなっていますか？
A 13	給与（給料と手当）は、職員の給与に関する条例が適用され、任期の定めのない職員と同じ扱いとなります。 給料は、学歴や勤務経験などの年数を換算して初任給を決定し、月額で支給します。 また、給料以外に、手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、地域手当、時間外勤務手当、退職手当など）が支給されます。
Q 14	勤務時間・休暇等の取扱いはどうなっていますか？
A 14	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び規則等が適用され、任期の定めのない職員と同じ扱いとなります。 勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までです。 ただし、育児休業や育児短時間勤務を請求することはできません。